

郡山市長 原 正 夫 様

原子力災害からの
早期復興の実現に向けた提言書

平成 25 年 2 月 22 日

郡山市議会議長 大 内 嘉 明

世界で例を見ない未曾有の大災害である東京電力福島第一原子力発電所事故から、早くも2年が経過しようとしているが、事故収束や十分な損害賠償も遅々として進まず、多くの市民は、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられている。

この間、市当局においては、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、ふるさと再生除染実施計画に基づき、一般住宅の除染を本格的に実施するなどさまざまな対策を講じ、これまでの尽力や御労苦に対し、衷心より敬意を表するものである。

市議会としても、これまで、放射線量の低減化対策及び市民への支援策についてなど2度にわたり提言を行ってきた。

今般、市民生活の再建や地域経済の復興に必要不可欠な損害賠償という非常に重要な課題を審議するに当たり、市内の各種団体から損害賠償に関する要望はもとより、安全・安心対策等に関する意見も聴取したところである。

それら聴取内容をもとに、度重なる審議をした結果、市民の生命、財産を守るためには、これまで以上の支援策が必要であるとの結論に至った。

については、魅力あふれる我が市本来の姿を一刻も早く取り戻すとともに、更なる発展を目指し、以下の事項について提言するものである。

1 損害賠償について

- ・現在の賠償の算定基準は、被災地の現状とかけ離れたものであることから、それら基準の見直しを早急に行うよう国及び東京電力株式会社に対し強く要望すること。また、損害賠償金については、課税対象外とするよう国に対し強く要望すること。
- ・市民、事業所等が行う賠償請求について積極的に関わり、迅速かつ完全な賠償に尽力するとともに、県や市など行政による一時立て替え等についても検討すること。

2 安全・安心対策について

(1) 積極的な情報発信について

- ・ 原発事故により、著しく損なわれた本市のイメージを早期に回復するため、今まで以上に対策を講じるとともに、本市の原子力災害対策が十分に行われていること、農畜産物・水道水等の安全性を官民連携のもと県内外へ積極的に発信すること。

(2) 放射性物質検査体制について

- ・ 食品・土壌等の放射性物質検査に関し、市が訪問して検査を行うなど、利便性の高い検査体制を構築すること。

(3) 除染等の徹底について

- ・ 除染に関しては、各自治体において独自の手法により実施していることから、これら除染の結果を総合的に検証し、統一的な除染の実施方針等を早急に策定するよう国に求めること。
- ・ 郡山市ふるさと再生除染計画に基づき一般住宅等の除染に取り組んでいるが、除染作業を受託した民間企業が適正に除染を実施しているかを管理監督する体制を構築すること。
- ・ 市民等が除染作業を実施する際は、効率的で効果的な除染方法を積極的に指導・助言すること。
- ・ 除染作業により発生した放射性廃棄物の処分については、本来、国の責任のものとされるものであるが、今後、本市の住宅除染が本格的に実施され、放射性物質を含んだ除去物等が多量に発生することから、市民が安全・安心して生活を営むことができるよう、全市的な仮置場を選定し、早急に設置すること。

- ・ 保育所・幼稚園等の所庭や園庭、公園・広場の除染を徹底的に実施し、安心して遊べる環境の確保に努めること。また、表土除去以外にも、砂場等遊具の附帯設備についても徹底的に除染を実施すること。
- ・ 農用地等の除染に関し、傾斜地あるいは狭小地等は、大型機械の搬入が困難であり、反転耕及び深耕などの方法により除染を実施できないことから、農家と密接に連携し、現場の実情に則した除染方法を確立すること。
- ・ 山林等の除染は、未だに先行きが不透明であり、植林ができず森林荒廃が進んでいることから、具体的な除染方針及び効果的な除染技術を早急に確立し、全山林等を対象とした除染に早急に着手するよう国に求めること。
- ・ 放射性物質により汚染された農業系汚染廃棄物については、具体的な処理方法等を示し必要な支援策を講じるよう国に求めること。また、処理については、バイオマス発電所の設置も視野に入れるなど、国・県等の補助金を積極的に活用し、再生可能エネルギーを有効活用した施策や支援の充実を図ること。

(4) 遊びの空間・環境の整備について

- ・ 屋外活動の自粛により児童生徒の体力が低下していることから、子どもたちの健康増進を図るため、全天候型の運動場やプール、さらには、ペップキッズこおりやま等の屋内施設を整備すること。
- ・ 市立保育所の室内用砂場やプール等の整備を図るとともに、私立幼稚園等についても、それら整備のための支援制度を構築すること。

- ・原子力災害により、どんぐり拾い・芋煮会等自然とのふれあい活動が困難なことから、心身発達を増進する機会を創出すること。

3 支援体制の強化について

(1) 支援体制の充実・強化について

- ・市民の避難に伴う人口減少は、市政発展に大きな影響を及ぼすことから、人口流出を抑制し定住人口を増幅するための施策を講じること。
- ・原子力災害により廃業している農家・事業所等が多数見受けられることから、各種業界の現状を詳細に把握し、窓口機能の充実強化を図るとともに、技術者育成のための指導体制を構築すること。
- ・安全で安心な農畜産物を安定供給できる対策及び体制を構築し、官民連携のもと地産地消を今まで以上に積極的に推進すること。
- ・市外へ避難している児童生徒等が、安心して帰郡できるよう、湖南町など市内の低線量地域の施設や資源を利活用した事業を拡充すること。また、事業を実施する上で必要となる施設については、既存施設を含め、児童生徒が安心して利用できるような環境を整備すること。
- ・原子力災害により、子どものみならず多くの市民がストレスを抱えていることから、少しでもストレスを緩和させることができるよう、積極的にメンタルヘルスケアを行うこと。
- ・原子力災害により職を失った市民及び市内への避難者等の生活困窮者に対し、安定した生活を営むことができるよう職業を斡旋できる体制を構築し、必要な支援策を講じること。

(2) 現行体制の見直しについて

- ・既存の施策や事業にとらわれることなく、原子力災害等の現状を踏まえた新たな施策等の実施に最善を尽くすこと。
- ・子どもの視点に立った安全・安心に向けた施策の展開を図ること。
- ・原子力災害対策に関わる各種事業及び情報等については、市内全域の子どもの安全確保という立場から、公立学校・私立学校を区別することなく公平に行うこと。
- ・郡山市私立幼稚園運営補助事業に関し、避難児童数の増加により経営状況が逼迫していることから、人数割による補助金算定の見直しを検討すること。

4 地域経済の活性化について

(1) 各種手続き等の簡素化及び支援制度の創設等について

- ・円滑な経済活動が行えるよう、土地区画整理事業施行地区内における仮換地証明書の発行手続など、各種手続き等の迅速化・簡素化を図るとともに、固定資産税や都市計画税等の減免など、地域経済の活性化を後押しする支援制度を創設すること。
- ・入湯税の減免を継続するなど、本市の観光行政がより発展できる施策を講じるとともに、観光行政をより積極的に推進するための体制を強化すること。

(2) 風評被害対策について

- ・風評被害による観光客数の減少、売上減少など観光業界や物産業界等において多大な損害を被っていることから、風評被害払拭のための対策を講ずること。また、本市の観光資源の有効活用や、周辺地域との連携により本市の観光行政のさらなる発展に寄与すること。

(3) 再生可能エネルギーについて

- ・バイオマス発電所など、再生可能エネルギー分野の企業誘致を積極的に推進すること。

5 原子力災害を風化させない対策について

- ・事故発生日である3月11日に、全市を挙げた体育大会などのイベントを実施し、原子力災害を風化させない施策を講じること。